

平成30年7月豪雨災害に対応するための緊急提言

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

「平成30年7月豪雨災害」は、本県の特産果樹である「ユズ」や「土佐文旦」を中心に、農地・農業用施設に大きな被害をもたらし、中でも記録的な豪雨により氾濫した河川沿いの農地においては、農地の流出や大量の土砂流入など、甚大な被害が広範囲で発生しています。

被災された農家は、樹体や果実の損傷などによって収入が大きく減少することとなり、さらに、復旧費の負担が大きくなった場合には、復旧を断念せざるを得ない、また、復旧できたとしても、果樹生産は植栽後、収入に至るまでの期間が長いことから、離農せざるを得なくなるのではないかと大いに懸念をしています。

災害を要因とする離農者を出さないようにするために、復旧に係る費用負担の大幅な軽減と果樹農家への未収益期間にかかる支援の充実を提言します。

【政策提言の具体的内容】

1 農地災害復旧事業の復旧限度額の見直し

記録的な豪雨（本県では最大総雨量1845mm、最大時間雨量108mm）により、農地の流出や土砂流入など、大規模な被害が発生し、農地の復旧に要する事業費が「農地災害復旧事業」の「復旧限度額」を超えてしまうケースも多く発生しています。

このため、地元負担の大幅な軽減が図られるよう農地災害復旧事業の復旧限度額について、撤廃を含めた再度の見直しを提言します。

2 果樹農業好循環形成総合対策事業における支援内容の拡充

今回被害の大きかったユズやブンタンなどの果樹農家の中には、大半の改植が必要となるような大きな被害も生じており、特に大規模な農家にとっては、長期にわたって大幅に収入が減少することも想定されます。

このため、営農再開に向けて農家の負担軽減が図られるよう、「果樹農業好循環形成総合対策事業」における自然災害時の特例として、「未収益期間支援事業」の「①対象期間の延長、②幼木管理に係る労働費相当額の支援対象への追加」を提言します。

【政策提言の理由】

1 農地災害復旧事業の復旧限度額の見直し

- ・ 記録的な豪雨により、河川沿いの農地の流出や土砂の流入などが広範囲に渡って連続して発生しているため、農地災害復旧事業で適用される「1箇所あたりの被災面積」が1ヘクタールを超えるケースも多数発生しています。
- ・ 農地災害復旧事業の復旧限度額については、昨年度、限度額の引き上げを含む見直しをいただいたところですが、被災面積が広がるほど面積あたりの限度額が下がる算式となっており、今回のように被災面積が1ヘクタールを超えるような場合においては、復旧に要する工事費が限度額を超えるケースが生じることとなります。

- 大きな被害を受けたユズ農家などにとっては、長期間の収入の減少に加えて、復旧限度額を超える工事費用は、被災農家又は市町村の負担となるため、農地の復旧を断念せざるを得ず、離農を余儀無くされる農家も出てくるのではないかと、大いに懸念されるところです。
- このため、営農再開に向けた地元負担が軽減されるよう、農地災害復旧事業の復旧限度額について、撤廃を含めた再度の見直しが必要です。

2 果樹農業好循環形成総合対策事業における支援内容の拡充

- 県内の主要なユズ産地である安芸市においては、農地の流出や大量の土砂の流入によって、安芸市のユズ生産量の1割を超える235tもの減収が生じる見込みであり、改植を要する園地も4haに上っています。

(安芸市ゆず面積121ha、被害面積19haうち改植予定4ha：農業振興センター調べ)

- 果樹農業好循環形成総合対策事業は、主に通常の営農における計画的な改植の支援を想定されており、今回のような自然災害による突発的かつ大規模な果樹の改植が必要な農家にとっては、未収益期間の支援対象となる5年間で完全な復旧を遂げることは困難です。また、未収益期間中には、他の労働への従事などによって収入を確保しなければならないため、改植後の幼木の管理が大きな負担となります。

被災後の営農再開のためには、支援対象期間の延長と幼木の管理作業労働費に対する支援が必要です。